

議案第 36 号

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年 9 月 2 日提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

(提案理由)

鎌倉市議会議員の期末手当の支給割合の引き下げを行おうとする
ものである。

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和32年4月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「 $\frac{215}{100}$ 」を「 $\frac{195}{100}$ 」に、「 $\frac{235}{100}$ 」を「 $\frac{220}{100}$ 」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（平成21年11月1日を基準日として支給する期末手当の特例）

- 2 平成21年5月1日に在職し、かつ、同年11月1日に在職する議会議員（鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和32年4月条例第4号）第7条第1項後段の規定の適用を受ける者を含む。）に対して同条の規定により平成21年11月1日を基準日として支給する期末手当に関する同条第2項の規定の適用については、同項中「 $\frac{220}{100}$ 」とあるのは、「 $\frac{200}{100}$ 」とする。